## 告 示

## 埼玉県告示第三百六十六号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項 同条第七項の規定により公示する。 の認可をした  $\mathcal{O}$ 

平成二十八年三月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一漁業権者の名称及び住所

入間漁業協同組合

埼玉県飯能市大字阿須三百四十三番地の一

二 漁業権の免許番号

共第二号及び共第三号

## 三 変更の内容

加え、 は、第6条第2項の特設釣区においては、 第四条第一項 同条第三項を削る。  $\mathcal{O}$ 表 中 「 <sub>9</sub> 匠  $\omega$ 0 Ш  $\mathcal{H}$ J の次に 田 日から ただし  $\vdash$  $^{\circ}$ 圧 デ ご  $\omega$ Ш <del>)1</del>f SH SH といて しを

第六条第一項の表を次のように改める。

	ノ木入川及び白岩沢 (全川)
	有間川、白谷沢川、逆川、滝ノ入川、栃
	(全川)
	蕨入川、白岩沢川、山中沢川及び横倉入川
までの期間を除く。	妻沢、湯基入川、柏木入川、人見入川、
2土曜日から10月31日	中藤川及び中沢(全川)
間)にあっては、10月第	要害川及び唐沢 (全川)
中橋から新豊水橋までの区	全区域)
から本郷取水堰までの区間、	成木川(飯能市下畑、両郡橋から下流の
での区間、宮沢湖取入れ口	ら上流の全区域)
間、鹿の戸堰から石原橋ま	入間川(入間市黒須、豊水橋下流堰堤か
有間橋から開運橋までの区	屋堰までの区域)
日まで。ただし、入間川(	入間川(狭山市広瀬東、広瀬橋から田島
1月1日から12月31	霞川(全川)
イ 期間	ア 区域

第八条中第三項を削り、第四項を第三項とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日

平成二十八年四月一日